

# 総務教育常任委員会資料

(平成27年7月21日)

## 【件名】

- ・ 平成27年度第1回鳥取県総合教育会議の開催について（教育総務課）…………… 1
- ・ 懲戒免職処分取消請求訴訟の提起について（高等学校課）…………… 3
- ・ 鳥取県立船上山少年自然の家・鳥取県立大山青年の家の指定管理者公募の概要について（社会教育課）…………… 4
- ・ 県内文化財建造物の国新規登録について（文化財課）…………… 別紙
- ・ 第1回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の開催について（博物館）…………… 6
- ・ 企画展「大恐竜展～進化と生態のなぞ～」の開催について（博物館）…………… 7

教育委員会



# 平成27年度第1回鳥取県総合教育会議の開催について

平成27年7月21日  
とっとり元気戦略課  
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年4月施行)に基づく「総合教育会議」を設置し、第1回会議を開催しました。

## 1 開催日時・場所

- (1) 日時 平成27年6月29日(月) 午後3時40分～午後5時30分
- (2) 場所 県立図書館 大研修室

## 2 出席者

知事、教育委員会(教育委員長、教育委員、教育長)、有識者委員

## 3 議事

- (1) 総合教育会議運営要綱の制定、有識者委員の任命
  - ・総合教育会議運営要綱について承認された。
  - ・有識者委員7名が任命された。

<有識者委員>

氏名	主な所属
浅雄 淳子	鳥取県PTA協議会事務局長
石原 太一	NPO法人倉吉鴨水館館長
笠原 晶子	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
椿 知夫	公益財団法人鳥取県体育協会常務理事、鳥取県スポーツ少年団副本部長
福島 史子	鳥取大学医学部非常勤講師、スクールソーシャルワーカー
山内 晃	学校法人翔英学園米子北斗中学校・高等学校長、鳥取県私立中学高等学校長会会長
横井 司朗	学校法人鶏鳴学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会理事

- (2) 教育委員会からの報告、特別支援教育の在り方についての議論
  - ・教育委員会から、平成26年度教育振興協約の最終評価及び主要事業の取組(英語教育、主権者教育)について報告がなされた。
  - ・知事から教育長に対して、このたびの特別支援学校(鳥取養護学校)の医療的ケアへの対応について説明を求めるとともに、その在り方について議論を行い、統括的立場の常勤看護師の配置など特別支援学校の体制強化について意見交換がなされた。
- (3) 大綱の策定
  - ・「教育に関する大綱」(以下「大綱」という。)については、「鳥取県教育振興基本計画」を基本としながら、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、本県教育の平成30年度末までの中長期的な目標に加え、毎年度重点的に取り組む施策を盛り込むことについて、合意された。
  - ・大綱案について、教育委員及び有識者委員から、「中長期的な目標と毎年度の取組施策に重複する表現があり、わかりづらい」などの意見があったため、構成や表現について引き続き調整することとした。

#### 4 委員からの主な意見

- ・大綱案の方向性は異論ないが、もう少しシンプルな方がわかりやすい。
- ・特別支援学校（鳥取養護学校）の医療的ケア体制について、適切な対応を行う必要がある。
- ・2020年からの大学入試新テストの導入に向けて、英語の4技能（聞く、話す、読む、書く）向上のための深掘り型授業実践などに取り組む必要がある。
- ・情報モラル教育は保護者だけでなく、学校で子どもたちに対して行う必要がある。また、ネットやゲーム依存の子が多いので、電波の届かない場所への合宿「ネット断食」に取り組んでもよい。

#### 5 知事総括

- ・特別支援学校（鳥取養護学校）の医療的ケアの対応は焦点なので、重点的な項目として大綱に盛り込みたい。大綱に書き切れていない部分については、教育委員会とも調整し、大綱をとりまとめたい。

#### 6 今後の予定

大綱の構成や盛り込む内容については、有識者委員の意見を取り入れながら、教育委員会と協議・調整した上で、7月中に策定する。

## 懲戒免職処分取消請求訴訟の提起について

平成27年7月21日  
高等学校課

平成27年6月18日付け（本県受付日 平成27年6月26日）で、下記のとおり訴訟が提起され、応訴しましたので、その内容等について次のとおり報告します。

なお、本訴訟については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条に基づき、県教育委員会が、鳥取県を代表して対応を行います。

### 記

1 原告 平成25年8月20日付けで懲戒免職処分を行った教職員

2 被告 鳥取県（処分行政庁 鳥取県教育委員会）

### 3 請求の趣旨

- (1) 鳥取県教育委員会が平成25年8月20日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

#### <懲戒免職処分理由>

平成25年5月18日、居酒屋で開催された会合において飲酒し、午後11時50分頃、自動車を運転して走行していたところ、植木囲いブロックに衝突し、自動車を放置したまま帰宅した。後日、警察による現場検証、取調べが行われ、酒気帯び運転等の疑いで検察庁へ事件送致された。

### 4 請求の原因

- (1) 裁量権の逸脱・濫用があること
- (2) 告知・聴聞がないという重大な手続的瑕疵があること
- (3) (上記2点の前提として) 事実誤認・評価の誤りがあること

### 5 応訴の理由

県教育委員会は懲戒処分等の指針等に基づき適正に処分を行っており、違法な処分はないため。

### 6 経緯

平成25年 5月18日	飲酒事故
8月20日	懲戒免職処分
10月 9日	検察庁が不起訴処分
10月17日	人事委員会へ不服申立書提出
平成26年12月19日	人事委員会による判定 「処分者が平成25年8月20日付けで行った申立人に対する懲戒処分を承認する。」
平成27年 6月18日	原告が鳥取地方裁判所に対し提訴

# 鳥取県立船上山少年自然の家・鳥取県立大山青年の家の指定管理者公募の概要について

平成27年7月21日

社会教育課

平成28年度から鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項等は、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

## 1 指定管理者が行う業務

施設の利用者に対する体験活動等の指導は、県職員（指導員）が行い、施設設備の維持管理・利用許可等及び指導に係る実施補助業務について指定管理者が行う。

### (1) 指定管理者が行う業務の内容

#### ア 維持管理に関する業務

- ・清掃・警備・設備保守等の施設設備の維持管理に必要な業務
- ・受付案内等業務

#### イ 施設利用許可手続等に関する業務

- ・施設の利用許可等に関する事務手続き
- ・使用料等の徴収・減免等

#### ウ 受入事業・主催事業の実施補助

- ・施設の行う受入事業・主催事業（以下、受入事業等）の実施に係る補助業務

受入事業	学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って施設を利用すること
主催事業	施設が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること
補助業務の内容	事業の予約等受付、事前準備、事後片付け、関係資料等の印刷・発送、経費の支払、必要備品等の管理・購入、アンケート等集計 等

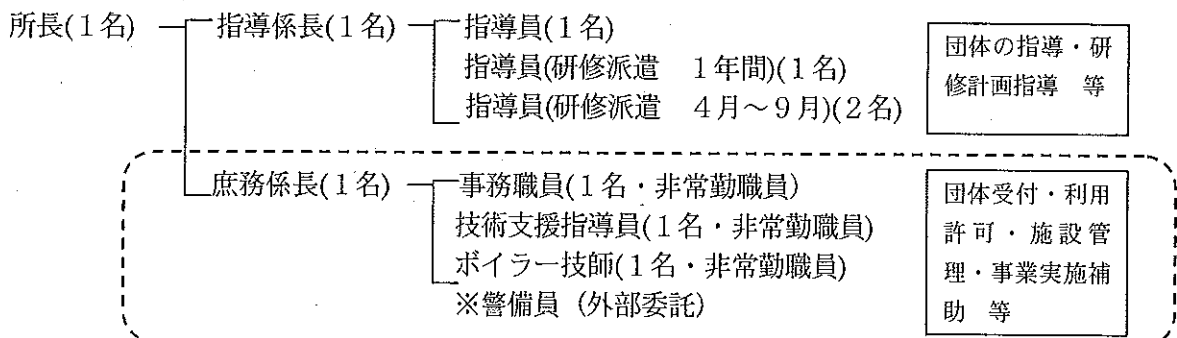
### (2) 管理に関する基本的事項

- ア 休所日、利用料金等は鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以降、設置管理条例）に基づいて定める
- イ 利用許可については、設置管理条例に基づいて行う
- ウ 利用料金の減免については、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等に基づいて行う

### (3) 人員配置等

- ア 受付等の業務のため、職員を常時2名以上配置すること
- イ 受入事業等を実施する際は補助のため上記アとは別に職員を1名以上配置すること
- ウ 警備のため、宿直職員を1名以上配置すること(休所日は終日配置)
- エ 次の資格等を有するものを配置すること
  - ・2級ボイラー技師 ・危険物取扱者（乙類） ・防火管理者
- オ 指導に係る実施補助業務のため、体験活動の技術指導・知識提供のできる職員を配置すること
- カ 委託業務を統括する職員を定めること

【参考：現行職員配置図】



## 2 利用料金等の取扱

施設利用料金は県の収入とし、シーツ料金・体験活動経費等利用者へのサービス提供に伴う収入は指定管理者の収入とする。

## 3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、下記のとおりを上限として、委託料を支払う。

施設名	金額(上限額)	備考
鳥取県立船上山少年自然の家	110,100千円	36,700千円×3年間
鳥取県立大山青年の家	110,016千円	36,672千円×3年間

4 指定期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)

5 主な応募資格 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人であること

## 6 スケジュール

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 審査委員会(要項等の審査) | 平成27年8月上旬             |
| (2) 募集の開始         | 平成27年8月中旬             |
| (3) 募集の締切         | 平成27年9月下旬             |
| (4) 審査委員会(候補者の選定) | 平成27年10月上旬            |
| (5) 審査結果の通知・公表    | 平成27年10月中旬            |
| (6) 指定管理者の指定      | 平成27年12月(議会の議決を経て行う。) |

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者1名、税理士1名、施設に関する有識者2名、教育委員会事務局次長〔計5名〕

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> <li>・利用者の安全確保 等</li> </ul>
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>
3	業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> </ul>
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること。(設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携及び調整方法</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力量針 等</li> </ul>

# 第1回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の開催について

平成27年7月21日  
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、次のとおり県内外の有識者で構成する「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」を設置し、第1回検討委員会を開催します。

## 1 検討委員会の設置

### (1) 調査審議事項

- ① 美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地場所、運営体制等に関する基本的な事項
- ② その他基本構想を策定するために必要な事項

(2) 委員構成 「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員名簿」のとおり

(3) 設置時期 平成27年7月17日(委員の委嘱日)

## 2 第1回委員会の開催

(1) 日 時 平成27年7月29日(水) 15時～17時

(2) 場 所 鳥取県立博物館 会議室

### (3) 主な議題

- ① 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会運営要領、会長の選出について
- ② 鳥取県美術館整備基本構想検討の進め方について
- ③ その他

## 3 検討スケジュール

27年7月 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会設置(平成28年3月までに数回開催)

10月 県民意識調査(約3,000名抽出)

12月 美術館に関する県民フォーラム

28年3月 パブリックコメント

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	区分	地域
林田 英樹	元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長	全般	県外
半田 昌之	日本博物館協会専務理事、元たばこと塩の博物館学芸部長	全般	県外
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員	美術	県外
衣笠 幸雄	(株)TBSサービス社長、元TBS常務取締役	情報発信	県外
松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長	社会教育	西部
横山 薫	鳥取県PTA協議会副会長	家庭教育	中部
北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長	学校教育	東部
竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インターロイ代表取締役	経済	西部
田村 閑美	鳥取女性中央会会長、倉吉異業種交流プラザ会長	経済	中部
本城 美佐子	鳥取県演劇鑑賞会事務局長	文化活動	東部
福嶋 敬恭	彫刻家、京都市立芸術大学名誉教授	彫刻	県外
小泉 元宏	鳥取大学地域学部准教授	文化政策	東部
森口 まどか	美術評論家、宝塚大学造形芸術学部准教授	現代美術	県外
谷本 里美	公募委員	公募	東部
来間 直樹	公募委員	公募	西部

任期：平成27年7月17日～平成28年7月16日



## 企画展「大恐竜展～進化と生態のなぞ～」の開催について

平成27年7月21日  
博 物 館

次のとおり企画展「大恐竜展～進化と生態のなぞ～」を開催します。

### 1 趣 旨

私たち人間が恐竜の存在に気づいてから約150年、恐竜はずっと私たちを魅了し続けています。恐竜は、人々の好奇心をかき立て、そして科学の世界へ導いてくれる扉のひとつともいえるでしょう。

本展では、最新の研究成果に基づき、恐竜の大型化と多様化について、その生態とともに時代ごとにわかりやすく紹介します。とくに絶大な人気を誇るティラノサウルスに焦点をあて、貴重な標本と体験型展示を通して学んでいただきます。ティラノサウルスの子ども（亜成体）という説のある全身骨格（愛称：ジェーン）は中国地方初公開です。その他、卵を抱いていた姿に復元された恐竜の骨格標本、羽毛をまとった恐竜の復元模型、恐竜の視野体験装置など、さまざまな標本と楽しめる体験型展示で恐竜の進化と生態のなぞにせまります。

- 2 会 期 平成27年7月18日（土）～8月30日（日） 会期中無休（44日間）
- 3 会 場 鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室
- 4 主 催 鳥取県立博物館・読売新聞社
- 5 協 賛 日本通運株式会社、株式会社モリックスジャパン、株式会社吉備総合電設、三和商事株式会社
- 6 協 力 天草市立御所浦白亜紀資料館、飯田市美術博物館、バーピー自然史博物館（アメリカ）
- 7 展 示
  - I 三疊紀「恐竜の起源」／メガロサウルス（顎）、コエロフィシスなど
  - II ジュラ紀～白亜紀「恐竜から鳥への進化」／アーケオプテリクス、コンコラプトルなど
  - III 白亜紀「獣脚類の大型化～マングローブの恐竜たち～」／カルカロドンサウルスなど
  - IV 白亜紀「恐竜の多様化～ティラノサウルスの世界～」／グアンロン、ユティランヌスなど
  - V アミューズメント・コーナー／体験コーナー、ディノマーケット（恐竜グッズ販売）など
- 8 入場料 一般700円（団体・前売500円）／次の方々は無料です：◎大学生以下 ◎70歳以上 ◎学校教育活動での引率者 ◎障がいのある方・要介護者等およびその介護者
- 9 関連事業  
特別講演会「ティラノサウルスの進化 ～わかりやすい最新恐竜学～」  
日時：8月16日（日）14:00～16:00／場所：当館講堂（無料）／定員250名（申込不要）  
講師：真鍋 真<sup>まなべ まこと</sup>（国立科学博物館 生命進化史研究グループ長）

自然講座「恐竜時代の貝の化石レプリカをつくろう！」

日時：8月22日（土）①10:00～11:30 ②13:30～15:00／場所：当館会議室（無料）／  
対象：幼児～一般（小学生以下は保護者同伴）／定員各30名／要申込（7/29～電話のみ）

